

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

本事業に係る契約の締結は、当該事業に係る令和6年度予算が成立し、予算配当がされることを条件とする。

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年3月14日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

「世田谷区立学校における働き方改革アクションプラン策定及び関連業務支援等業務委託」

#### (2) 業務内容

令和6年度の業務内容(案)は下記のとおりである。

世田谷区立学校における働き方改革アクションプランの策定支援

会計年度任用職員の総点検、分析支援

その他業務支援

ア 各学校における働き方改革の推進役となる教職員を対象とした研修会

イ 学校徴収金(私費会計)の公会計化や公費負担等による業務軽減などの働き方改革に資する業務

ウ 世田谷区立学校における働き方改革アクションプラン推進プロジェクトチーム及びワーキンググループへの出席

エ 文部科学省や他自治体や私立学校における取組など優良事例の収集  
報告書の作成

#### (3) 契約期間(予定)

令和6年6月中旬(予定)から令和7年3月31日まで

ただし、契約については、令和6年度予算配当を条件とする。

### 2 参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと

(2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと

(3) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること

(4) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと

(5) 直近の5年間に本業務と同種業務を行った実績を有すること

同種業務：国、都道府県、特別区または政令指定都市における教員の働き方改革に関する業務(プランの策定及び調査分析を踏まえた課題の検討ならびに効果的な取組み等に関することを含む)

### 3 提案書を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。参加資格が確認できた者には、プロポーザル招請通知書を送付する。

### 4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 企業実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 業務実施方針
- (4) 資料作成能力
- (5) プレゼンテーションによる説明、質疑応答
- (6) 参考見積り金額の妥当性

### 5 手続き等

#### (1) 担当部課

世田谷区教育委員会事務局 学校教育部 学校職員課

東京都世田谷区世田谷四丁目2-1番27号 第一庁舎4階45番窓口

4月1日より担当連絡先が変更になりますので、追ってご連絡いたします。

#### (2) 説明書の交付期間ならびに場所及び方法

期間 令和6年3月14日(木)～3月28日(木)

場所 世田谷区ホームページで公開(トップページ 子ども・教育・若者支援 教育委員会)

方法 世田谷区ホームページからダウンロード及び上記(1)窓口で配布

#### (3) 参加表明書の受領期限ならびに提出場所及び方法

期限 令和6年3月28日(木)午後3時必着

場所 上記(1)に同じ

方法 持参又は郵送

郵送提出の場合は提出期限当日に必着していることとする。

#### (4) 提案書の受領期限ならびに提出場所及び方法

期限 令和6年4月26日(金)午後3時必着

場所 上記(1)に同じ

方法 持参又は郵送

郵送提出の場合は提出期限当日に必着していることとする。

### 6 その他

#### (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

#### (2) 契約保証金

免除

#### (3) 契約書作成の要否

要

- ( 4 ) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無  
無
- ( 5 ) 関連情報を入手するための照会窓口  
5 ( 1 ) に同じ
- ( 6 ) 契約等について
- ・ 契約は年度ごとに行い、各年度の予算案が区議会で議決されることを条件とする。
  - ・ 詳細な委託内容について区と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。
  - ・ 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。
- ( 7 ) 参加表明書及び提案書の作成に係る費用について  
参加表明書及び提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に係る費用は、参加者の負担とする。
- ( 8 ) 記載内容の変更について  
参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、発注者の了解を得なければならない。
- ( 9 ) 参加表明書及び提案書の無効について  
参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には提案を無効とする。
- ( 10 ) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について
- ・ 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
  - ・ 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。